

現規程	改正	備考
<p style="text-align: center;">第4節 評議員及び評議員会</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>〔評議員会の権限〕 第30条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額 (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 残余財産の処分 (7) 基本財産の処分又は除外の承認 (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は本協会定款若しくは本規程で定められた事項 <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 評議員及び評議員会</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>〔評議員会の権限〕 第30条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) <u>司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任</u> (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (6) 定款の変更 (7) 残余財産の処分 (8) 基本財産の処分又は除外の承認 (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は本協会定款若しくは本規程で定められた事項 <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>→ JFAにおける権限の分散（立法、行政、司法の三権の分立）を確実にするため、司法機関（規律委員会、裁定委員会、不服申立委員会）のメンバーは、評議員会によって選出されるものとする。（FIFA等も司法機関のメンバーは総会(Congress)にて選出される）</p>
<p style="text-align: center;">第5節 裁定委員会</p> <p style="text-align: center;"><新規></p> <p style="text-align: center;"><新規></p> <p style="text-align: center;"><新規></p>	<p style="text-align: center;">第5節 司法機関</p> <p>〔司法機関〕 第36条 <u>本規程、本協会の懲罰規程及びこれらに付随する諸規程（以下「本規程等」という）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>規律委員会</u> (2) <u>裁定委員会</u> (3) <u>不服申立委員会</u> <p>〔規律委員会〕 第37条 <u>規律委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。</u></p> <p>〔規律委員会の組織及び委員〕 第37条の2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>規律委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。</u> 2. <u>委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。</u> 3. <u>委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な</u> 	<p>現行では「第5節」は、裁定委員会に関するものであるが、司法機関の独立とともに、「裁定委員会」は、他の司法機関（規律委員会、不服申立委員会）と同列の機関となる。そのため、本節を『司法機関』全体に関する節へと大きく変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法機関を定義する ・規律委員会の権限を定義する ※「ピッチ内の案件」について、管轄権を持つ <p>→ 委員長は法律家とする</p>

<p style="text-align: center;">＜新規＞</p>	<p style="text-align: center;">判断をすることができる者とする。</p> <p><u>4. 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>5. 委員長及び委員は、本協会の理事会、専門委員会、裁定委員会、不服申立委員会及び事務局において理事、委員その他役職員等の地位を兼ねることができない。</u></p> <p><u>6. 委員長及び委員は非常勤とする。</u></p> <p>〔規律委員会の委員の任期〕 <u>第37条の3</u></p> <p><u>1. 規律委員会の委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。</u></p> <p>〔規律委員会の招集・議長〕 <u>第37条の4</u></p> <p><u>1. 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2. 規律委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、また議決をすることができない。</u></p> <p><u>3. 規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>4. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。</u></p> <p>〔裁定委員会〕 <u>第38条</u></p> <p><u>1. 裁定委員会は、本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、Jリーグに関しては、Jリーグ規約の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>3. 前2項にかかわらず、本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。</u></p> <p>〔裁定委員会の組織及び委員〕 <u>第38条の2</u></p> <p><u>1. 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。</u></p> <p><u>2. 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。</u></p> <p><u>3. 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。</u></p> <p><u>4. 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>5. 委員長及び委員は、本協会の理事会、専門委員会、規律委員会、不服申立委員会及び事務局において理事、委員その他役職員等の地位を兼ねることができない。</u></p> <p><u>6. 委員長及び委員は非常勤とする。</u></p> <p>〔裁定委員会の委員の任期〕 <u>第38条の3</u></p>	<p>→ メンバーは評議員会が選出する（権限の分散のため。上述）</p> <p>→ 「司法の独立」のため、メンバーはJFAの他の役職員との兼務を不可とする</p> <p>→ 規律委員会のメンバーの任期は2年とする。</p> <p>・裁定委員会の権限を定義する ※「ピッチ外の案件」について管轄権を持つ ※現行通り</p> <p>→ Jリーグの裁定案件（ピッチ外の案件）に関しては、JFA 裁定委員会は管轄外とし、Jリーグ裁定委員会が管轄する※現行通り（現行の40条3項を移動したもの）</p> <p>→ ドーピングに関する懲罰について、JFA は管轄権を持たない※現行通り（現行の40条2項を移動したもの）</p> <p>→ 委員長は法律家であることを明記（※現行は明記なし）</p> <p>→ メンバーは評議員会が選出する（上述）</p> <p>→ 現行でも「兼務」は不可だが、規律委員会/不服申立委員会のメンバーの要件と同等になるように若干の修正を行う。FIFA 標準規約(FIFA Standard Statutes)に従えば、メンバーは、「JFAの他のあらゆる機関」との兼務を禁止すべきであるため、現行が定める兼務禁止の対象に、①JFAの専門委員、および、②JFAの他の司法機関のメンバーを加える。一方、現行が定める「47都道府県サッカー協会の役職員との兼務」は削除（兼務可とする）</p>
<p style="text-align: center;">＜新規＞</p> <p>〔裁定委員会の設置〕 <u>第36条 本規程及びこれに付随する諸規程（以下「本規程等」という）に対する違反行為（競技及び競技会に関するものを除く）について調査、審議及び懲罰案の理事会への提出並びに本規程等に関連する紛争の和解あっせんを行うため、裁定委員会を設置する。</u></p> <p>〔組織及び委員〕 <u>第37条</u></p> <p>裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。</p> <p>2. 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるものの中から、理事会の承認を経て会長が任命する。</p> <p>3. 委員は、本協会の理事、事務局職員及び<u>47都道府県サッカー協会の役職員を兼ねることができない。</u></p> <p>4. 委員は非常勤とする。</p> <p>〔委員の任期〕 <u>第38条</u></p>		

<p>委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。</p> <p>〔委員長・招集・議長〕 第39条 委員長は委員が互選する。</p> <p>2. 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>3. 裁定委員会は、2名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、また議決をすることができない。</p> <p>4. 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>5. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。</p> <p>〔所管事項〕 第40条 本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関連する違反行為（本規程第12章第3節）に対する懲罰については、規律委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。</p> <p>2. 本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。</p> <p>3. 本規程等に対する違反行為のうち、第1項及び第2項を除く違反行為（本規程第12章第4節）に対する懲罰については、裁定委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。ただし、Jリーグにおける違反行為に関してはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>4. 本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者）に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき裁定委員会が和解をあっせんするものとする。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争</p>	<p>1. 裁定委員会の委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。</p> <p>〔裁定委員会の招集・議長〕 第38条の4 1. 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 裁定委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、また議決をすることができない。</p> <p>3. 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>4. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。</p> <p>〔所管事項〕 第40条 本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関連する違反行為（本規程第12章第3節）に対する懲罰については、規律委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。</p> <p>2. 本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。</p> <p>3. 本規程等に対する違反行為のうち、第1項及び第2項を除く違反行為（本規程第12章第4節）に対する懲罰については、裁定委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。ただし、Jリーグにおける違反行為に関してはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>4. 本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者）に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき裁定委員会が和解をあっせんするものとする。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争</p> <p>〔不服申立委員会〕 第39条 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は本規程に基づき懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグの規律委員会において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。</p> <p>〔不服申立委員会の組織及び委員〕 第39条の2 1. 不服申立委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。</p> <p>2. 委員長及び副委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。</p> <p>3. 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、</p>	<p>→ 委員長の「互選」を削除。上述の通り、委員長・委員は評議員会にて選出されるため</p> <p>→ 定足数を2名から3名へと変更</p> <p>→ 現行第40条1項は、変更後第38条に吸収</p> <p>→ 現行第40条2項、3項は、変更後第38条2項3項に移動</p> <p>→ 裁定委員会が持つ「和解あっせん機能」については、裁定委員会の「司法機関」としての機能ではない。そのため、司法機関とは異なる特別の機能として別途規定する（変更後42条）。</p> <p>以下、不服申立委員会の組織および権限等を順次規定する</p>
--	---	--

<p>〔事務局〕 第41条 裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に事務局を置く。</p> <p>〔裁定委員会規程〕 第42条 裁定委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する『裁定委員会規程』の定めるところによる。</p>	<p>公正な判断をすることができるものとする。</p> <p>4. 委員長、副委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>5. 委員長、副委員長及び委員は、本協会の理事会、専門委員会、規律委員会、裁定委員会及び事務局において理事、委員その他役職員等の地位を兼ねることができない。</p> <p>6. 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。</p> <p>〔不服申立委員会の委員の任期〕 第39条の3 1. 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。</p> <p>〔不服申立委員会の招集・議長〕 第39条の4 1. 不服申立委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 不服申立委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、また議決をすることができない。</p> <p>3. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>〔決定の独立性〕 第40条 1. 本協会の司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、また、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行なうことができる。</p> <p>2. 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、また、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。</p> <p>3. 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。</p> <p>〔事務局〕 第41条 規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の事務を処理させるため、各委員会に事務局を置く。</p> <p>〔裁定委員会に関する特別規定（裁定委員会による和解あっせん）〕 第42条 裁定委員会は、第38条に定める所管事項に加え、『和解あっせんに関する規則』に従い、本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者）に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき、和解をあっせんすることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによる。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争</p>	<p>・裁定委員会の「和解あっせん」機能を司法機関としての機能とは別個に規定する</p>
--	---	--

第6節 専門委員会

〔専門委員会の設置〕

第43条 本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 法務委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) 規律委員会
- (5) 審判委員会
- (6) 技術委員会
- (7) スポーツ医学委員会
- (8) 施設委員会
- (9) フットサル委員会
- (10) 財務委員会
- (11) 女子委員会
- (12) 国際委員会
- (13) 国際マッチメイク委員会
- (14) 広報委員会
- (15) リスペクト・フェアプレー委員会

(略)

別表1 〔専門委員会の所管事項〕

- 1. 総務委員会
 - (1) 総務、企画、栄典に関する事項
 - (2) 他の委員会に属さない事項
- 2. 法務委員会
 - (1) 各種規程・規則の草案
 - (2) 各種法務関連政策に関する事項
 - (3) サッカー界における法秩序の維持
- 3. 競技会委員会
 - (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
 - (2) FIFA、AFC及びEAFFの各種大会とJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項
- 4. 規律委員会
 - (1) 競技及び競技会に関連する違反行為に対する調査・審議及び懲罰案の決定
- 5. 審判委員会

第6節 専門委員会

〔専門委員会の設置〕

第43条 本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 法務委員会
- (3) 競技会委員会
- ~~(4) 規律委員会~~
- (4) 審判委員会
- (5) 技術委員会
- (6) スポーツ医学委員会
- (7) 施設委員会
- (8) フットサル委員会
- (9) 財務委員会
- (10) 女子委員会
- (11) 国際委員会
- (12) 国際マッチメイク委員会
- (13) 広報委員会
- (14) リスペクト・フェアプレー委員会

(略)

別表1 〔専門委員会の所管事項〕

- 1. 総務委員会
 - (1) 総務、企画、栄典に関する事項
 - (2) 他の委員会に属さない事項
- 2. 法務委員会
 - (1) 各種規程・規則の草案
 - (2) 各種法務関連政策に関する事項
 - (3) サッカー界における法秩序の維持
- 3. 競技会委員会
 - (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
 - (2) FIFA、AFC及びEAFFの各種大会とJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項
- ~~4. 規律委員会~~
 - ~~(1) 競技及び競技会に関連する違反行為に対する調査・審議及び懲罰案の決定~~
- 4. 審判委員会

→ 上記にて、規律委員会を「司法機関」と定義付けたことを受け、専門委員会から外す。

不要のため削除

以下変更なし

<p>(1) 競技規則の解釈、適用 (2) 審判員の養成 (3) 国際審判員に関する事項 (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項 (5) 審判員の賞罰に関する事項 (6) 審判指導者に関する事項</p> <p>6. 技術委員会</p> <p>(1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙 (2) 日本を代表するチームの編成案の作成 (3) 日本を代表するチームの強化 (4) その他日本を代表するチームに関する事項 (5) 選手の育成、強化に関する事項 (6) ユース年代の普及に関する事項 (7) 強化方針に基づく技術指導 (8) 指導者の養成 (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦 (10) その他技術指導に関する事項</p> <p>7. スポーツ医学委員会</p> <p>(1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項 (2) アンチ・ドーピングに関する事項 (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項 (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項 (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項 (6) その他すべての医学及び健康に関する事項</p> <p>8. 施設委員会</p> <p>(1) 競技会の施設関係の指導 (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導 (3) 施設に関する情報の収集 (4) 施設の増加、改善対策 (5) ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項</p> <p>9. フットサル委員会</p> <p>(1) フットサルに関する事項 (2) フットサルに関する大会及び試合の監理 (3) ビーチサッカーに関する事項 (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理</p> <p>10. 財務委員会</p> <p>(1) 毎年度予算案及び決算案の審議 (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討 (3) 長期財政計画の審議 (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議</p> <p>11. 女子委員会</p> <p>(1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項</p> <p>12. 国際委員会</p>	<p>(1) 競技規則の解釈、適用 (2) 審判員の養成 (3) 国際審判員に関する事項 (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項 (5) 審判員の賞罰に関する事項 (6) 審判指導者に関する事項</p> <p>5. 技術委員会</p> <p>(1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙 (2) 日本を代表するチームの編成案の作成 (3) 日本を代表するチームの強化 (4) その他日本を代表するチームに関する事項 (5) 選手の育成、強化に関する事項 (6) ユース年代の普及に関する事項 (7) 強化方針に基づく技術指導 (8) 指導者の養成 (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦 (10) その他技術指導に関する事項</p> <p>6. スポーツ医学委員会</p> <p>(1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項 (2) アンチ・ドーピングに関する事項 (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項 (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項 (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項 (6) その他すべての医学及び健康に関する事項</p> <p>7. 施設委員会</p> <p>(1) 競技会の施設関係の指導 (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導 (3) 施設に関する情報の収集 (4) 施設の増加、改善対策 (5) ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項</p> <p>8. フットサル委員会</p> <p>(1) フットサルに関する事項 (2) フットサルに関する大会及び試合の監理 (3) ビーチサッカーに関する事項 (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理</p> <p>9. 財務委員会</p> <p>(1) 毎年度予算案及び決算案の審議 (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討 (3) 長期財政計画の審議 (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議</p> <p>10. 女子委員会</p> <p>(1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項</p> <p>11. 国際委員会</p>	
--	---	--

- (1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項
- (3) 上記以外の国際関係

1 3. 国際マッチメイク委員会

- (1) 各年代日本代表チームマッチメイクに関する事項
- (2) 各年代日本代表チームに関係するF I F A、A F C及びE A F F等公式大会に関する事項
- (3) 日本を代表するクラブチームのF I F A、A F C及びE A F F等公式大会に関する事項
- (4) 上記以外の各年代日本代表チームに関する事項（Jリーグ及び技術委員会との調整を含む）

1 4. 広報委員会

- (1) 広報・宣伝に関する企画・立案
- (2) その他広報・宣伝に関する事項

1 5. リスペクト・フェアプレー委員会

- (1) リスペクトに関する事項
- (2) フェアプレーに関する事項

- (1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項
- (3) 上記以外の国際関係

1 2. 国際マッチメイク委員会

- (1) 各年代日本代表チームマッチメイクに関する事項
- (2) 各年代日本代表チームに関係するF I F A、A F C及びE A F F等公式大会に関する事項
- (3) 日本を代表するクラブチームのF I F A、A F C及びE A F F等公式大会に関する事項
- (4) 上記以外の各年代日本代表チームに関する事項（Jリーグ及び技術委員会との調整を含む）

1 3. 広報委員会

- (1) 広報・宣伝に関する企画・立案
- (2) その他広報・宣伝に関する事項

1 4. リスペクト・フェアプレー委員会

- (1) リスペクトに関する事項
- (2) フェアプレーに関する事項

第 1 2 章 懲罰

第 1 節 総則

〔懲罰の対象者〕

第 2 0 1 条 本協会は、本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Jリーグ及び準加盟チーム、以下本章において「加盟団体」という）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）に対し、本章の定めるところにより、懲罰を科すことができる。

〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

第 2 1 3 条 本協会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本章の規定にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

- 2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。
- 3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した懲罰の内容を、本協会に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す

第 1 2 章 懲罰

第 1 節 総則

〔規律委員会及び裁定委員会〕

第 2 0 1 条 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、本協会に加盟又は登録する個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）並びに団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Jリーグ及び準加盟チーム、以下本章において「加盟団体」という）に対し、本規程及び懲罰規程に従い、懲罰を科すことができる。

〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

第 2 0 2 条 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）の規律委員会に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

- 2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。
- 3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを本協会規律委員会又は裁定委員会に報告しな

基本規程（第 12 章）では、

- 1. 司法機関（規律・裁定・不服申立委員会）の主な役割
- 2. 都道府県 FA/リーグへの懲罰権の委任
- 3. 懲罰の種類

の最重要の 3 点のみを規定し、その他詳細については、「懲罰規程」にて規定する形とする

→ 懲罰権は、本協会（理事会）ではなく、司法機関にあることを明記。

※記載の適正化（団体、個人の順の表記に並べ替える）

→ 懲罰権は、本協会（理事会）ではなく、司法機関にあることを明記

→ 懲罰に関する規程を「懲罰規程」として独立させる

→ 実態に合わせて変更

場合には、懲罰案を本協会に通知し本協会の理事会が懲罰を決定・適用する。

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任
- (5) 6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止
- (6) 下位ディビジョンへの降格
- (7) 除名

<新規>

〔懲罰の種類〕

第202条 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警告
主審が試合中に競技者に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す
- (2) 退場・退席
主審が試合中に競技者(退場の場合)又は監督その他の関係者(退席の場合)に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる
- (3) 戒告
口頭をもって戒める
- (4) 譴責
始末書を取り、将来を戒める
- (5) 罰金
一定の金額を本協会に納付させる
- (6) 没収
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
- (7) 賞の返還
賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる
- (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する

なければならない。

4. 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 競技会への参加資格の剥奪
- (6) 新たな選手の登録禁止
- (7) 除名
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分

〔不服申立委員会〕

第203条 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者からの申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。

2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定めるところによる。

3. 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

〔懲罰の種類〕

第204条 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警告
 - (2) 退場・退席
 - (3) 戒告
 - (4) 譴責
 - (5) 罰金
 - (6) 没収
 - (7) 賞の返還
 - (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (9) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
 - (10) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
 - (11) 除名
2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒告
 - (2) 譴責
 - (3) 罰金
 - (4) 没収
 - (5) 賞の返還
 - (6) 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)
 - (7) 得点又は勝ち点の減点又は無効
 - (8) 得点を3対0として試合を没収
 - (9) 観衆のいない試合の開催
 - (10) 中立地における試合の開催

→ 分かりやすくするため、「6ヶ月」にてまとめる

「競技会への参加資格の剥奪」を追加

本条の適用を回避するために、独自の表現を用いたり本条の適用を受けない懲罰を積み重ねたりする行為を防ぐ(例:大量の「勝点の没収」により、下位ディビジョンへ降格させる、など)

